

報道関係者 各位

令和8年8月19日

【照会先】

労働基準局 労働条件政策課

労働時間特別対策室

室長 小林 孔

室長補佐 嶋田 憲嗣

労働基準局 監督課

課長 西海 国浩

課長補佐 新井 敬大

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5246)

(直通電話)03(3595)3202

時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導を見直します

今般、日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2026（同日閣議決定）において、「36協定の締結や柔軟な労働時間制度の活用について、よろず支援拠点等との連携を強化しつつ、「働き方改革推進支援センター」や労働基準監督署による相談支援の充実を速やかに実施する」、「労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意にのっとりた指導が行われるよう速やかに見直す。」などとされたことを踏まえ、本年9月1日より、全国の働き方改革推進支援センター及び労働基準監督署において以下の取組を行うこととしますのでお知らせします。

1. 36協定の締結等に関する相談・支援の充実

全国の働き方改革推進支援センターに、36協定や特別条項の締結や柔軟な労働時間制度の活用を支援する「専門相談窓口」を設けます。また、働き方改革推進支援センターと労働基準監督署（労働時間相談・支援班）とのチームにより、36協定や特別条項の締結に関するアウトリーチ型の訪問支援を行います。

さらに、よろず支援拠点や商工会議所等との連携を強化し、労務相談のみならず、経営課題の相談にも対応できるような体制を構築します。

【参考】労務管理の「困った!」を解決 私たちが重点的にサポートします（リーフレット）

2. 労働基準監督署における対応の見直し

時間外・休日労働時間数のみに着目して1か月45時間以内への削減を求める一律の指導を見直し、各事業場が36協定で定める健康及び福祉を確保するための措置の実施状況を重点的に確認し、確認した状況に応じた必要な指導を行うこととします。なお、個々の事業場の実態を踏まえて、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行います。

労務管理の「困った！」を解決 私たちが重点的にサポートします

36協定の
書き方・結び方が
分からない

労働時間の
ルールが複雑で
よく分からない

自社の実態に
合った
社内規程を
作りたい

労働基準監督署
の届出に
必要な書類や
届出方法を
知りたい

\\ 私たちにご相談ください //

働き方改革推進支援センター

社会保険労務士等の専門家が、
労務管理の実務に関するご提案を
中心に支援します



柔軟な労働時間制度
の導入に関する相談



中小企業事業主向け
助成金の相談



働き方改革特設サイト内
相談窓口一覧

ご連絡はこちらから

全国労働基準監督署の
所在案内

労働時間相談・支援班

労働基準監督署の職員が、
労働時間に関する法令のご説明を
中心に支援します



労働時間制度全般の
法令・解釈の説明



自社の実態を踏まえた
36協定の締結・届出の
説明



私たちが
無料で
支援します！



さらなる経営改善を目指す方は・・・

よろず支援拠点

中小企業診断士等が支援します



新たな顧客獲得・
売上拡大に向けた支援



経営改善計画策定へのアドバイス、
資金繰り改善や事業再生など経営
改善に向けた支援

ご連絡は
こちらから
支援拠点一覧



お気軽にご相談ください



お悩みに応じた
アドバイス・支援機関へ
のお取次ぎを行います

労働基準監督署 × 働き方改革推進支援センター

「合同支援」のご案内

「指摘されて終わり」ではありません

具体的な解決策まで一緒に考える「合同支援」



これまで、労働基準監督署による「法令の説明・指導」と、専門家（社会保険労務士）による「実務のサポート」は別々に行われていました。

令和8年9月よりスタートした「合同支援」では、労働基準監督署（労働時間・相談支援班）と働き方改革推進支援センターに所属する社会保険労務士が連携して、企業をサポートします。

法令の正しいルールを確認した上で、その企業に合った具体的な改善策づくりなどを、ワンストップ かつ 無料 でお手伝いする、新しい支援の形です。

行政と専門家がタッグ！「役割分担」で徹底サポート

労働基準監督署

（労働時間・相談支援班）

「正しいルールとゴール」を示す

- ✓ 36協定の作成・締結方法
- ✓ 労働基準法の労働時間等に関する規定をはじめとした法制度の解説 など

働き方改革推進支援センター

（社会保険労務士）

「具体的な解決策と実務」をサポート

- ✓ 時間外・休日労働削減に向けた具体的提案
- ✓ 就業規則の整備に関する実務的アドバイス
- ✓ 助成金の活用提案 など

【お問合せ先】 管轄労働基準監督署の労働時間・相談支援班まで

岐阜労働基準監督署 : 058-247-2368
大垣労働基準監督署 : 0584-78-5184
高山労働基準監督署 : 0577-32-1180
多治見労働基準監督署 : 0572-88-8001
関労働基準監督署 : 0575-22-3251
恵那労働基準監督署 : 0573-26-2175
岐阜八幡労働基準監督署 : 0575-65-2101

※ 2回目以降の支援は社会保険労務士のみで行います

事前アンケート
はこちらから



確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保障する制度です。

岐阜県 最低賃金

令和8年
10月1日^{から}
時間額

1,121 円

前年比
56^{UP}円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう



時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給	<input type="text"/>	円	≥	最低賃金額(時間額)	<input type="text"/>	円
-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

B 日給の方

日給	<input type="text"/>	円	÷	1日の平均所定労働時間	<input type="text"/>	時間	=	時間額	<input type="text"/>	円	≥	最低賃金額(時間額)	<input type="text"/>	円
----	----------------------	---	---	-------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

C 月給の方

月給	<input type="text"/>	円	÷	1か月の平均所定労働時間	<input type="text"/>	時間	=	時間額	<input type="text"/>	円	≥	最低賃金額(時間額)	<input type="text"/>	円
----	----------------------	---	---	--------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の 主な要件

✓ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

✓ 事業場内最低賃金の引上げ

✓ 引上げ後の賃金額の支払

✓ 生産性向上に資する機器・設備などの導入

✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金 支給までの流れ



1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



2

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



4 支給

WEBで
確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索



最低賃金に関するお問い合わせは岐阜労働局または最寄りの労働基準監督署へ

岐阜労働局 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性®
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(R8.9)